

# 令和6年度仙台市食品衛生監視指導計画中間案に関する意見聴取結果について

ご意見はほぼ原文のままですが、一部、軽微な補足をしております。

No.	ご意見	本市の考え方
1. HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導に関すること (p.3)		
1	<p>新規事業者に対するHACCP導入支援に関して、スムーズに営業が行えるように営業開始時からの導入支援を項目化したことは事業者にとって良いことだと考えます。一方で、HACCPの完全義務化に伴い、新規事業者のみならず既存の小規模な事業者も支援が必要と考えます。支援策として以下の内容を盛り込んでいただくよう要望します。※1</p> <p>HACCP導入支援事業として行われているHACCP普及指導員による支援について、衛生管理計画の作成方法、記録の付け方等の相談会などにも対応できるようにするため、HACCP普及指導員の人材育成及び増員を行うこと。(他に同様意見2件)</p>	<p>既存の小規模事業者を対象としたHACCP導入支援については、改正法施行以前より衛生講習会にて全体的な支援を行うとともに、相談受付、監視時において個別にも対応してきたところですが、HACCP制度化が施行された現在においても、監視指導の際にHACCP未導入が確認された場合には、速やかに対応できるよう個別に指導をしております。</p> <p>引き続き公益社団法人仙台食品衛生協会と連携しながら、HACCP普及指導員による講習会や営業施設ごとの助言指導の機会等を通じ、効果的に衛生管理計画が作成、運用されるよう支援、指導に努めてまいります。</p>
2	<p>※1 (【 】内の文章は、No.1と共通)</p> <p>【新規事業者に対するHACCP導入支援に関して、スムーズに営業が行えるように営業開始時からの導入支援を項目化したことは事業者にとって良いことだと考えます。一方で、HACCPの完全義務化に伴い、新規事業者のみならず既存の小規模な事業者も支援が必要と考えます。支援策として以下の内容を盛り込んでいただくよう要望します。】</p> <p>改正食品衛生法の完全施行から1年以上経過しました。優良な施設を表彰し「食の情報館」で事業所名を公表していますが、食品事業者においてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理をどのように実施しているのかが消費者には伝わっていません。具体的な実施状況について消費者が分かるよう報告すること。また、実施率だけでなく、実際に事業者がどのように取り組んでいるのか事例を挙げるなどして、消費者にもHACCPに取り組む意義や目的、成果などを伝えること。そのことが、食品等事業者への支援にもつながると考えます。(他に同様意見2件)</p>	<p>HACCP制度化についての情報発信は、これまで食品等事業者を対象として取組みを進める内容を中心に行ってまいりましたが、ご指摘のとおり今後は消費者にも事業者の取組みの内容が理解しやすいよう、情報発信に努めてまいります。</p> <p>ご意見を受けまして、「1 HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認及び指導 (4) 食品等事業者による自主衛生管理の取組みに対する支援 (p.3)」の文言を一部修正しました。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
2. 製造・加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実に関すること (p. 4～p. 7)		
3	<p>「ウィズコロナ」の生活の中で、デリバリーや持ち帰り販売を行う事業者への監視の強化が必要だと考えます。最近ではネットでの食品販売も増え、冷凍食品などの無人販売や自動販売機も見かけます。非対面で販売される食品に対しても、安全性とともに消費者の手元に届くまで衛生管理の確認を積極的に実施してください。あわせて消費者に対しても、家庭までの持ち帰りや喫食までの管理についての注意喚起をお願いします。(他に同様意見2件)</p>	<p>食品の温度管理や衛生的な取り扱いについては「表3 主な食品群別の監視指導項目 (p. 15)」に基づき、製造、加工、調理を行う施設に対してそれぞれの食品の特性に応じた監視指導を実施しております。冷凍食品の自動販売機等に対しても、商品管理の実態を踏まえ、必要な指導を行ってまいります。また、テイクアウトやデリバリー食品の安全対策についても市政だよりへの広報やリーフレットを活用するなど、食品等事業者や消費者への注意喚起を図ってまいります。</p>
4	<p>最近では商店街等のイベントでキッチンカーでの販売が増えてきました。消費者にとって利便性のある販売方法だと思いますが、調理作業と販売とが限られた狭いスペースの中で行われることもあり、その衛生管理は消費者にとって大変気になる部分です。改正食品衛生法に沿った衛生管理方法の徹底を図るよう、事業者への監視指導をお願いします。購入後でも問い合わせができるよう、屋号、連絡先などを消費者に分かりやすく表示することも指導項目として入れてください。(他に同様意見2件)</p>	<p>キッチンカーの増加を受け、それぞれの施設の取り扱い食品の特性に応じて監視指導を行っていくこととしております。また、キッチンカーでの調理提供品は予め容器包装に入れ流通する商品の形態と異なり、表示の義務付けはされておりませんが、購入後長時間を経過して消費されることのないよう、必要な情報の提供など、許可書の掲示と併せて指導してまいります。</p>
5	<p>道の駅などの影響などもあり、新鮮さや安さを求め農産物、水産物の直販所の利用が伸びています。直販所では産直をうたい、集荷業者や市場を通さず、生産者が直接納品する場合もあるようです。その場合の農水産物の安全性は、運営者や生産者に任されることとなります。農薬の不正使用や毒性をもつ農水産物の販売の有無など、直販所で扱われている農水産物に対する監視指導の強化をお願いします。(他に同様意見2件)</p>	<p>農薬の使用履歴の記録や適正使用については、生産者に対し周知・啓発を行っているところです。また、農産物等の直販所にて販売される食品については、有毒植物や毒キノコが誤って流通しやすい時期に監視指導を実施しております。消費者が安心して直販所を利用できるよう、引き続き関係機関と情報共有を図りながら連携して取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
4. 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進に関すること (p.9～p.11)		
6	<p>食品の安全性に関するリスクコミュニケーションにおいては、様々なステークホルダーがお互いの立場から、食の安全についてともに考えていくことが必要です。意見交換の機会を増やすこと、行政も含め食品事業者と市民の三者によるリスクコミュニケーションについてもご検討ください。 (他に同様意見2件)</p>	<p>「令和6年度の重点事業 3. リスクコミュニケーションの推進 (p.2)」には、各種講演会や市政出前講座等の活動を通じて、市民、食品等事業者、行政の相互理解を深めるため意見交換を行うことについても掲げておりますが、今後も適宜食品等事業者の協力をいただきながら対応してまいります。</p>
7	<p>各種イベントにおける啓発活動だけではなく、日頃から以下のような内容に関することの周知徹底をお願いいたします。※2 また、食中毒などは広域的な事案が多いことから、ホームページだけではなくSNS等での積極的な情報発信を行ってください。※3</p> <p>カンピロバクターによる食中毒を防ぐため、鶏肉を扱う食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者へのHACCPに基づく衛生管理の徹底は、食中毒防止の基本と考えます。同時に、消費者には、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたします。(他に同様意見3件)</p>	<p>食肉を取り扱う事業者に対して「表3 主な食品群別の監視指導項目 (p.15)」に基づき、取扱う食品に応じた指導を実施してきたところです。カンピロバクターによる食中毒の予防については、食肉を取り扱う事業者および消費者、特に若い世代への啓発を促すため、動画により分かりやすく安全対策を紹介しております。今後、SNSによる情報発信にも取り組んでまいります。</p> <p>ご意見を受けまして、「4相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進 (5) 消費者への情報提供②食品衛生に関する情報提供 (p.11)」の文言を一部修正しました。</p>
8	<p>※2、3 (【 】内の文章は、No.7と共通) 【各種イベントにおける啓発活動だけではなく、日頃から以下のような内容に関することの周知徹底をお願いいたします。 また、食中毒などは広域的な事案が多いことから、ホームページだけではなくSNS等での積極的な情報発信を行ってください。】</p> <p>最近、アニキサスによる食中毒が増えています。輸送経路の発達やコールドチェーンの進歩により、鮮魚を冷凍せずに生食用として消費者に提供できるようになったことが、増加の一因とも聞きました。市民のアニキサスに対する理解が進んでいないと思われます。鮮魚を提供する事業者や消費者に、生で喫食する際の注意喚起のさらなる強化をお願いいたします。 (他に同様意見3件)</p>	<p>アニキサスによる食中毒の防止対策のため、リスクの高い魚種を取り扱う施設に対しては、指導を実施してきたところです。事業者や消費者に向けより一層の注意喚起を図るため、今年度新たにアニキサスによる食中毒の予防啓発動画をYouTubeにて発信しているほか、リーフレットについても市民への理解を含める内容で作成しております。今後もホームページだけでなく、様々な媒体を通じて注意喚起を図ってまいります。</p> <p>ご意見を受けまして、「4相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進 (5) 消費者への情報提供②食品衛生に関する情報提供 (p.11)」の文言を一部修正しました。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
9	<p>※2、3（【 】内の文章は、No.7と共通）  【各種イベントにおける啓発活動だけでなく、日頃から以下のような内容に関する  ことの周知徹底をお願いいたします。  また、食中毒などは広域的な事案が多いことから、ホームページだけではなくSNS等での積極的な情報発信を行ってください。】</p> <p>昨年度、植物性自然毒による食中毒が多数発生しており、その多くが有毒植物に対する知識不足による誤食が原因でした。全国的にも、有毒魚介類・植物等を誤って食べたことによる食中毒が発生しており、死者も発生していることから、食品等事業者や消費者への自然毒に関する注意喚起を行ってください。（他に同様意見3件）</p>	<p>日常的な監視の際に事業者に対して自然毒による食中毒について注意喚起を行っております。また、有毒植物の誤食による食中毒予防のため、消費者向けに今年度新たにリーフレットを作成しております。引き続き、食品等事業者や消費者への注意喚起に取り組んでまいります。</p> <p>ご意見を受けまして、「4相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進(5)消費者への情報提供②食品衛生に関する情報提供(p.11)」の文言を一部修正しました。</p>
10	<p>※2（【 】内の文章は、No.7と共通）  【各種イベントにおける啓発活動だけでなく、日頃から以下のような内容に関する  ことの周知徹底をお願いいたします。】</p> <p>国による食品リコール（自主回収）情報の届出制度が始まりました。届出情報について、市民に向けた積極的な提供を求めます。食品リコールが実施されていても、情報が届かなければ回収につながりません。気が付かず喫食し身体に危害が及ぶ場合もあるかと思えます。自治会への回覧情報、消費者団体への通知など、地域のステークホルダーの協力を得て注意喚起を図ることもできると思えます。速やかな広報の方法をご検討ください。（他に同様意見3件）</p>	<p>国による食品リコール情報の届出制度が始まったことにより、市民は自主回収をしている事業者を管轄する自治体のホームページから情報を探さずとも国のホームページよりリコール情報を確認することができるようになりました。</p> <p>なお、広域的に流通していて、重要な事案については市のホームページでも公表することとしております。自主回収を行っている商品については、店頭におけるポップ掲示を事業者に指導するなど、関係部署とも連携し消費者の目につく情報の提供に努めてまいります。</p>
11	<p>※2（【 】内の文章は、No.7と共通）  【各種イベントにおける啓発活動だけでなく、日頃から以下のような内容に関する  ことの周知徹底をお願いいたします。】</p> <p>食品リコール(自主回収)食品の最終処理が確実になされているか、確認されるようお願いいたします。また、届出が必要ない原料原産地、原材料の順番、栄養成分の表示ミスといった安全性に問題ない場合は、ポップやシールなど簡便な修正が認められています。食品ロス削減のため、事業者への助言はもちろん、消費者に対しても安全性に問題のない食品の利用に関する広報をお願いいたします。（他に同様意見3件）</p>	<p>リコール食品の対応終了時の届出の提出指導等、引き続き自主回収報告制度の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>期限表示の点検等、食品表示の適切な運用は食品ロス削減にもつながることから、食品表示法を所管する立場から、食品等事業者へ適切に助言・指導を行ってまいります。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
12	<p>※2（【 】内の文章は、No.7と共通）  【各種イベントにおける啓発活動だけでなく、日頃から以下のような内容に関する  ことの周知徹底をお願いいたします。】</p> <p>アレルギー表示や栄養成分表示に関して、表示の有無とともにその真正性の担保についても監視指導を強化してください。また医薬品成分が含まれる「いわゆる健康食品」の販売事例も後を絶たず、医薬品成分含有食品のインターネット販売や個人輸入による健康被害も増えています。今後の被害拡大を招かないためにも、市のホームページ上での注意喚起情報の発信とともに、消費者にしっかり危害情報が届くように様々な機会を捉え、積極的な公表をお願いします。（他に同様意見3件）</p>	<p>食品の表示内容については、「表3 主な食品群別の監視指導項目（p.15）」に応じて監視指導を行う際、併せて点検しておりますが、必要に応じて検査にて確認をしていくこととしております。栄養成分表示および医薬品成分が含まれるいわゆる健康食品については、それぞれの法令を所管する関係部署と連携し対応してまいります。</p>
13	<p>※2（【 】内の文章は、No.7と共通）  【各種イベントにおける啓発活動だけでなく、日頃から以下のような内容に関する  ことの周知徹底をお願いいたします。】</p> <p>機能性表示食品の増加に伴う弊害として、医薬品との飲み合わせによる健康影響被害が懸念されます。健康食品による被害の未然防止・拡大防止のため監視指導のほか、担当部署と連携・協力して、市民に対して健康食品を適切に利用するための普及啓発を行ってください。（他に同様意見3件）</p>	<p>健康食品の表示、広告販売方法等に関する指導については、関係部署と連携し、製造者および販売者の監視指導に取り組んできたところです。健康食品の医薬品との飲み合わせについては、医師、薬剤師のほか、厚生労働省通知に基づき民間団体が認定しているアドバイザースタッフなど、専門知識を持つ者への相談が必要です。健康食品取扱事業者が適切な相談先を消費者に案内できるよう、関係部署と連携して周知に努めてまいります。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
その他感想等		
14	<p>今般の法改正により、食品安全行政の業務が増加しています。また、食に関する新たな技術開発や生産・流通・販売に関する状況も急変しています。職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。</p> <p>専門職員の育成、また増員を計画してください。新型コロナウイルス感染症も引き続き対応が求められることも予想されます。食品衛生関連業務の補完や強化のためにも、生活衛生課及び食品監視センター、衛生研究所の人員、予算の一層の強化をお願いします。（他に同様意見2件）</p>	<p>法改正に伴う新たな業務に適切に対応するため、食品衛生監視員の各種研修への参加などを通じ、人材育成に計画的に取り組んでまいります。また、食品等事業者が十分な助言、指導を受けられるよう、効果的な監視指導を行ってまいります。</p>
15	<p>庁内の連携強化のために行う関係部署間の意見交換や情報の共有化の場において、食の安全に関する情報（法制度の解説、食中毒事例の解説など）はもちろん、最新の知見などについて、市民に対して速やかに情報提供できることの検討や、消費者教育の一環として学習講演会などの企画を、庁内連携の下で消費生活センター、保健所と一緒に取り組むことへの対応なども行うことを要望します。（他に同様意見2件）</p>	<p>庁内のそれぞれの関係課において、食品に関する情報や最新の知見などについて市民へ情報提供を行っており、対応状況については庁内の関係課で構成された会議の場で共有しております。今後も、食の安全に関する情報は緊急度に応じて市ホームページや市政だより、パンフレットの配布等各種媒体を通じて広く市民に提供できるよう取り組んでまいります。</p>
16	<p>衛生研究所の老朽化に伴い、移転改築工事が行われております。新しい衛生研究所になりましたら、食品衛生検査業務の信頼性確保や検査技術の向上に加え、検査法の新規開発及び既存の検査法の改良など研究開発にも取り組まれることを要望します。（他に同様意見2件）</p>	<p>衛生研究所においては市民の健康と快適な生活環境を守るため、食品衛生のみならず環境衛生や感染症などに関する試験検査・調査研究等を行っています。移転に際し、新しい分析技術の導入を図りながら、国や自治体の試験研究機関と連携し、より一層本市の公衆衛生行政を科学的、技術的に支える研究機関となるよう努めてまいります。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
具体的な事業へのご要望など、上記に分類が困難なご意見		
17	<p>仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが有効と考えます。</p> <p>食は、日々の生活の基本となるものです。これまでの経済の発展に伴い、世界の様々な食品が多量に流通し、かつてない豊かな食生活が営まれていますが、その一方で、食品の生産から販売に至るまでの流通の過程が複雑化する中で、食品の安全性を脅かす様々な問題が発生します。そのため、食品等の安全性を確保し、安心して食生活を営むことができる環境を整備することが、市民の健康を維持していくために不可欠です。</p> <p>仙台市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、市民の健康に係る被害を未然に防止するため、市民の意見に十分配慮し、科学的知見に基づいて必要な措置を講じることができるよう「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。（他に同様意見2件）</p>	<p>食品は広域的に流通することから、その安全性確保に関しては市独自の条例ではなく、国や都道府県単位での統一的な基準に基づき、相互に連携した取組みをすすめることが重要と考えております。食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、食の安全性の確保のための措置を講ずることを基本理念に掲げています。本市ではこの考え方を踏まえ、消費者や事業者等で構成する食品安全対策協議会での審議を経て策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づき、市民の健康が第一という認識で、総合的に施策を推進しているところです。本計画ではこの考えのもと、毎年度、食品安全に関わる様々な問題を踏まえ、重点事業を掲げて対策を推進しております。引き続き、市内のすべての食品等事業者が食品の製造加工技術の高度化、流通過程の複雑化等に的確に対応し、衛生管理の向上に向けた自主的な取り組みを進めることができるよう、HACCP制度化への対応を進めるとともに、リスクコミュニケーションにも計画的に取り組んでまいります。</p>